

保護者のみなさまへ



令和6年度特別支援教育就学奨励制度のお知らせ

富里市教育委員会

特別支援教育就学奨励制度について

市立の小・中学校の特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、必要な経費の一部を補助する制度です。

1 対象となる方

富里市内に住所を有し、富里市立小・中学校に就学する次の(1)又は(2)のいずれかに該当する児童・生徒の保護者（就学援助を受けている方は対象になりません。）

- (1) 特別支援学級に就学する児童・生徒
- (2) 通常学級に就学し、学校教育法施行令第22条の3※1の障害の程度に該当する児童・生徒（学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童・生徒であるかは、教育支援委員会で判定します。）

※1 学校教育法施行令第22条の3

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能 又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用に よっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に 援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活へ の適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基 本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観 察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が 継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

2 特別支援教育就学奨励費の種類（費目）

学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品・通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、オンライン学習通信費、通学費（世帯の収入額等により、支給対象となる費目は異なります。） ※裏面「特別支援教育就学奨励費 補助費目一覧」参照

3 申請手続きについて

特別支援学級に就学する児童・生徒及び通常学級に就学し、学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童・生徒の保護者に対しては、毎年1学期中に「特別支援教育就学奨励費申請書兼収入額・需要額調書」を配布します。必要事項を記入し、学校に提出してください。

それ以外で受給を希望される場合は、教育委員会学校教育課（TEL 0476-93-7658）又は在籍する小・中学校までお問い合わせください。（裏面へつづく）

特別支援教育就学奨励費 補助費目一覧

費 目		小学校	中学校	備 考
学用品・通学用品費		実費の1/2 (限度額5,820円)	実費の1/2 (限度額11,370円)	学用品 通常必要とする学用品（ノート、筆記用具、副教材、副読本、練習帳、辞書類、体育用ズック靴、実験・実習用の材料、作業衣等）の購入費 通学用品 通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等）の購入費 ※購入した品物と金額及び日付のわかる領収書等が必要です。
新入学児童生徒学用品・通学用品費		実費の1/2 (限度額25,555円)	実費の1/2 (限度額30,490円)	新1年生の世帯において、入学準備のために購入した学用品・通学用品（ランドセル・カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等）の購入費 ※購入した品物と金額及び日付がわかる領収書等が必要です。
学校給食費		実費の1/2	実費の1/2	
校外活動費	宿泊なし	実費の1/2 (限度額800円)	実費の1/2 (限度額1,155円)	交通費及び見学科
	宿泊あり	実費の1/2 (限度額1,845円)	実費の1/2 (限度額3,105円)	交通費、宿泊費及び見学科（学年を通じて1回）
修学旅行費		実費の1/2 (限度額10,790円)	実費の1/2 (限度額28,860円)	交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回）
通学費		実費	実費	児童・生徒が最も経済的な通常の経路でバスを利用して通学する場合の交通費（通学定期乗車券代） ※定期券の写しが必要です。 世帯収入が高い場合は補助割合が1/2となる場合があります。
オンライン学習通信費		実費の1/2 (限度額7,000円)	実費の1/2 (限度額7,000円)	休校中のオンライン学習に必要な通信費 世帯収入が高い場合は補助対象とならない場合があります。

【支給にあたっての注意点等】

- ・補助費目は世帯の収入状況に応じて異なります（上記区分は最も補助費目が多い場合です。）。
- ・新入学児童生徒学用品費・通学用品費及び学用品費・通学用品費の補助を受けるときには、品目、金額及び購入日が分かるもの（領収書等）が必要になります。品目がわからない場合は、補助を受けられない場合がありますので、ご注意ください。
- ・補助の対象となるものは学校の授業等で使うものです。自習用に購入したものや、日常生活で用いるものは対象となりません。詳しくは、学校教育課（Tel 0476-93-7658）又は在籍する小・中学校までお問い合わせください。
- ・児童福祉法に定める児童福祉施設（里親）、指定療養期間等に入所又は入院し、当該施設において就学における措置費又は療育の給付を受けている場合は支給対象となりません。

【お問い合わせ】

- ・教育委員会教育部学校教育課学事班

電話 93-7658

<http://www.city.tomisato.lg.jp/0000005302.html>

- ・在籍する小・中学校